



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局環境改善部化学物質対策課) … 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件) … (同) … 三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 … (生活文化局都民生活部地域活動推進課) … 五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 … (同) … 六
- 市街地再開発組合の理事長の就任 … (都市整備局市街地整備部民間開発課) … 七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 … (産業労働局商工部地域産業振興課) … 七
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出 … (下水道局) … 七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 … (同) … 八

雑報

- 全国自治宝くじの発売 … (全国自治宝くじ事務協議会) … 九

告示

●東京都告示第九百二十一号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

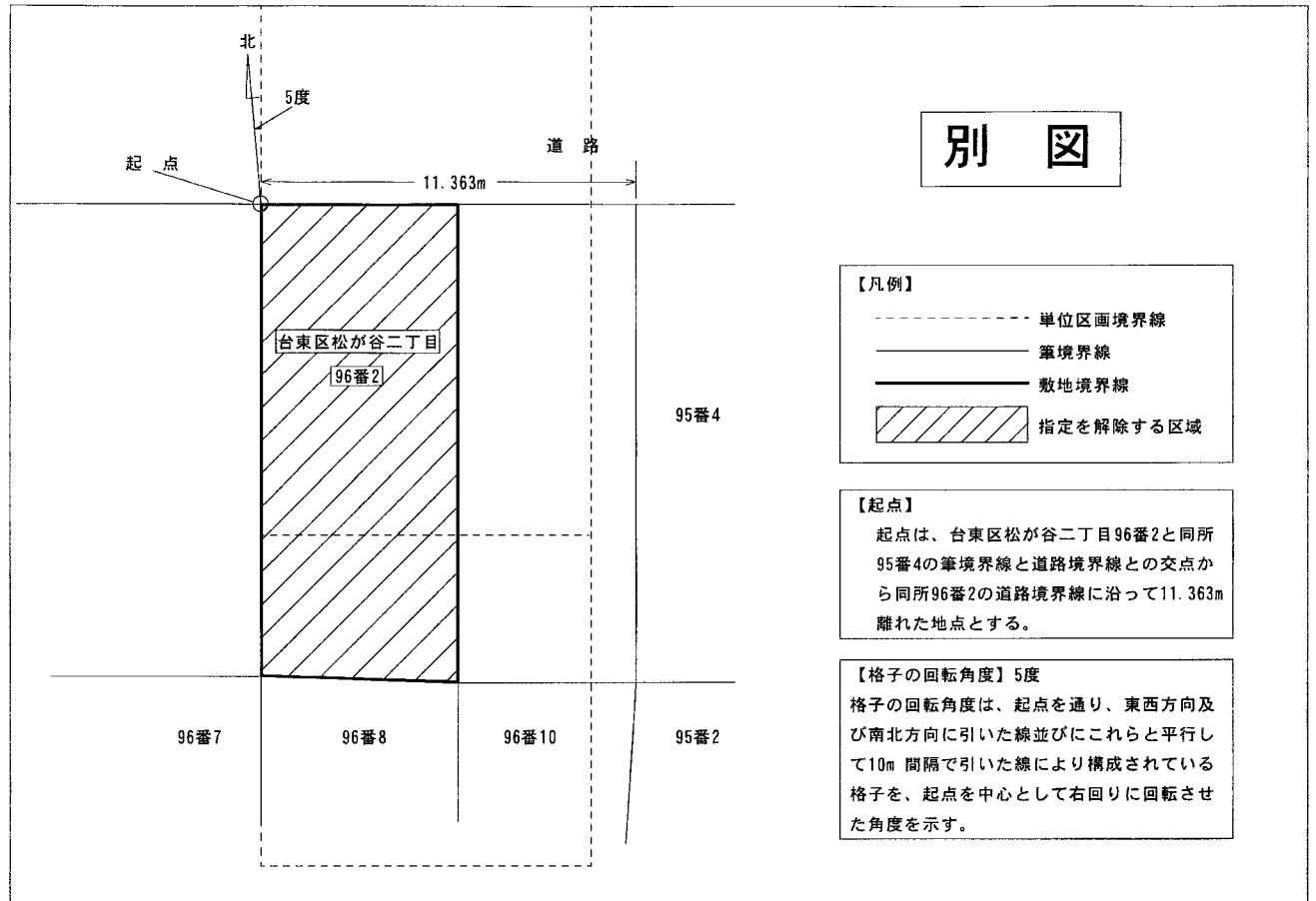
平成二十六年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (台東区松が谷二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第九百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

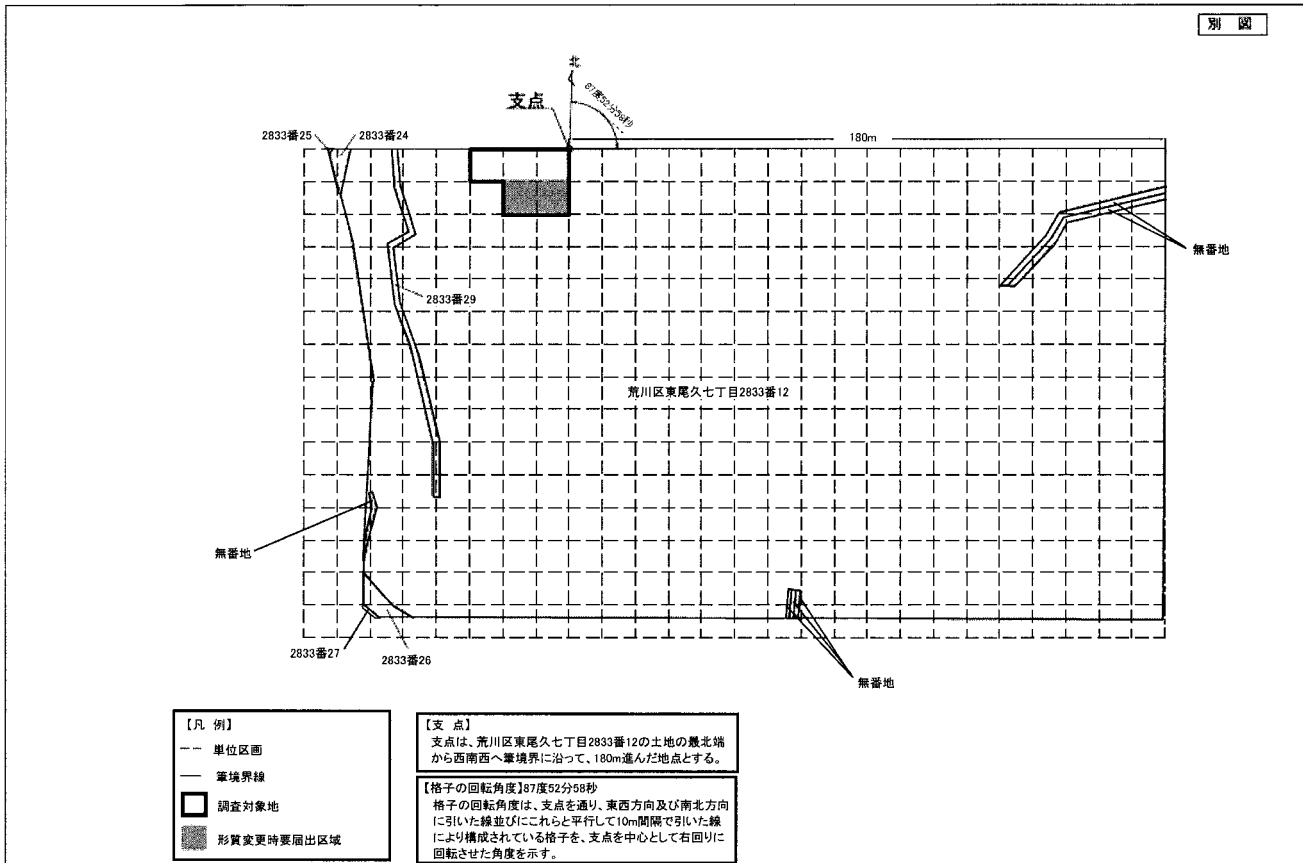
平成二十六年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



●東京都告示第九百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十八日

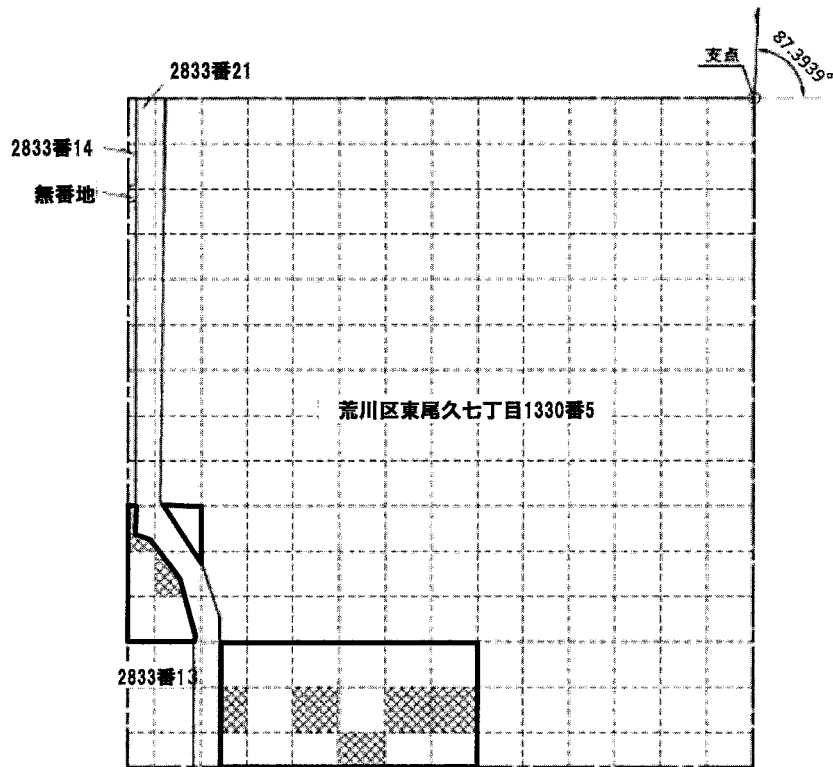
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画
- 筆境界
- - - 敷地境界

【支点】

支点は、荒川区東尾久七丁目1330番5の最北端とする。

【格子の回転角度（87度39分39秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十八日

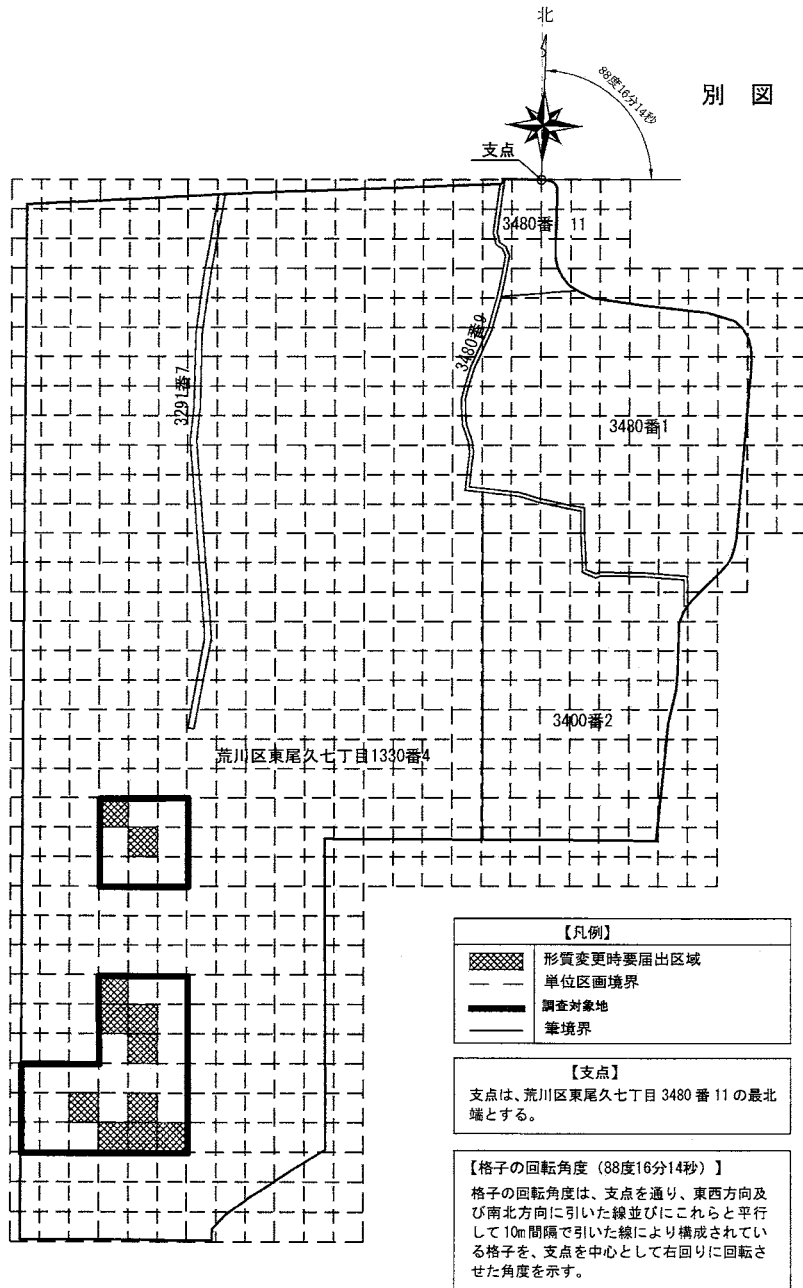
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人終活支援センター
- 三 代表者の氏名  
有馬 信行
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都西東京市向台町六丁目九番四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者が社会の状況変化等に対応しながら生きるための生活の質の維持および向上、終末期における物心両面での備え、これらについて包括的な支援を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

<p>平成二十六年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人消費者といっしょに暮らしを考える会</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 忠文</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小平市栄町二丁目二十九番十一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、葬儀費用を明瞭で分かりやすく情報開示する事業、葬儀・葬送後の遺産相続等に関する相談事業、より良い葬儀・葬送施行等の企画運営事業を行い、一般消費者の保護や福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>啓発を行い、手技療法に係る人材の育成を通じて、国民の健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人21世紀緑化研究会</p> <p>三 代表者の氏名 輿水 肇</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区浜松町一丁目二番十二号 F1ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、主に環境に配慮した緑化や自然再生などの手法の研究、さまざまな利用方法の研究、簡単に効率のよい管理手法の研究などに関する事業を行い、緑化や自然再生等を通じ万人の情操的成育と地球温暖化防止などに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、児童養護施設や児童青少年矯正施設に入所している青少年や非行少年に対して、施設への慰問やレクリエーションを実施する事業等を行い、彼らが前向きな気持ちを持ち、自立した社会生活を送ることができるようになるように導くことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年六月十八日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ジャパン・レターアーツ・フォーラム</p> <p>三 代表者の氏名 三戸 美奈子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区向丘二丁目八番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、欧文文字芸術であるカリグラフィを軸としたレターアーツの技術向上、普及発展を目指すとともに、日本における文字芸術である書の文化を背景に発</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本手技療法協会</p> <p>三 代表者の氏名 佐藤 吉隆</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区蔵前二丁目四番三号 蔵前永谷ビル七階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く国民に対して、手技療法(柔道整復・鍼灸・マッサージ・整体・カイロプラクティック等)の各種専門分野の枠を取り払い、手技療法全体の技術及び社会的認知の向上を図るため、正しい情報提供や普及</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あきらめない</p> <p>三 代表者の氏名 前山 亜杜武</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区北青山三丁目二番五号 NH青山ビル四階</p>	

一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人桜月流インターナショナル

三 代表者の氏名  
神谷 美保子

四 主たる事務所の所在地  
東京都練馬区氷川台四丁目四十七番二十一三〇一号

五 定款に記載された目的  
この法人は、国内外を問わず広く一般市民を対象として、日本古来の身体技芸、精神文化である剣舞を現代に即した形で再編した「桜月流美剣道（おうげつりゅうみづるぎどう）」の普及を通して、我が国独自の調和的で美しい技芸文化を絶やすことなく次世代へと橋渡しすることを主眼とし、これらの普及啓発に関する事業への参加者が「間合」「拍子」「呼吸」「作法」「礼法」などを正しく学ぶことの出来る機会を創出し、これらの機会において多くの人々が「他者への関心と敬意」を獲得することによって人としての豊かな成長を得ること、そして広く社会に貢献して行くことの出来る人材を育成する事業に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人劇団印象 indian elephant

三 代表者の氏名  
鈴木 厚人

四 主たる事務所の所在地  
東京都多摩市桜ヶ丘四丁目四十三番地の十四

五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、日本演劇界の歴史を学びつつ、新しい表現世界を創造することを常にめざします。他の演劇集団との交流を図り、演劇界全体の隆盛に貢献していきます。また、人間の普遍的な「感動」を生み出すべく、積極的に国際交流を進めていきます。それらのことをもって、日本の芸術の振興と社会貢献に寄与することを目的とします。（以上原文のまま掲載）

二 住所

中央区日本橋室町三丁目一番十号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年六月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 京王府中駅ビル

二 店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見 府中市長

ア 聴取者 意見なし

イ 概要

ウ 収受日 平成二十六年六月三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十六年六月十八日から同年七月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

一 氏名 田中 廣 東京都知事 外 添 要 一

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

東京都下水道局長 松 浦 将 行

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十六年五月十三日	五〇九一	株式会社 水正工業	大田区千鳥 二丁目八番十号	中央区日本橋浜町一丁目十番八号
				日本橋マンション五〇一号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
同月十四日	四五六一	株式会社 丹野設備	千代田区飯田橋二丁目九番七号	品川区荏原一丁目六番十五号

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
同月十六日	四八九九	株式会社 i p e x	練馬区土支田四丁目九番一号	練馬区大泉町二丁目五十四番十三号

二 商号又は名称を変更した事業者

受理年	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成二十六年五月二十日	三八七〇	株式会社 サンキ	株式会社 サンキ	江戸川区春江町二丁目十番二号
				三協ビル二〇二号室

三 代表者を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十六年五月七日	二八七五	株式会社 日管設備	富永 光孝	富永 秀実
同月九日	〇六三七	有限会社 細谷工業	亀山 享寛	細谷 邦夫
同月二十日	三一一八	九興総合設備株式会社	安部 一雄	木村 俊治

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

東京都下水道局長 松 浦 将 行

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五一八四	菅原工業株式会社	菅原 理	大田区矢口三丁目二番十四号
			シB棟一〇二
五一八五	株式会社 ASS T	江口 正人	江戸川区東葛西七丁目十四番十号
五一八六	F Y S P ラントエ リング株式会社	鷲 雄一郎	八王子市元本郷町一丁目十六番三号

雑 報

王子営業所  
 五二八七 有限会社 満尾 紘一  
 アイワ工業 武蔵村山市中藤四丁目二番地の一  
 二 指定年月日  
 平成二十六年六月十七日



当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 平成二十六年六月十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要一

第六百六十八回全国自治宝くじ

三百九十億円 一億三千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十三  
 単位（十三ユニット）。）

一枚三百円

平成二十六年九月十九日から同年十月十日まで

発売額三十億円に対して十四億九百八十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億五百五十五万九千  
 四百二十四円

発売額三十億円に対して一億二千三百九十万円

平成二十六年七月二日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数
- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号(代)

郵便番号  
 112-0002